

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(5万円現金分)のお知らせ

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。(一定の収入制限あり)

### 対象児童

- ① 令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ② 9月30日時点で高校生(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合)
- ③ 10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)

### 受給対象者

- ① 令和3年9月分の児童手当を受給している人(9月生まれを含む) = **申請不要**  
養育する高校生がいる場合は高校生分を含めて12月下旬に振込予定です  
ただし、公務員の人は**要申請**
- ② 高校生児童のみを養育している人 = **要申請**
- ③ 10月から11月までに生まれた児童手当の支給対象者 = **申請不要**  
児童手当支給認定の後、順次振込予定です(1月以降予定)  
ただし、公務員の人は**要申請**
- ④ 12月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象者 = **要申請**  
※生計を維持する程度の高い者の所得で判定されます。(児童手当受給者もしくはそれに準じる対象者)  
※夫婦の所得合算はしません。  
※所得制限限度額は、児童手当の所得制限に準じます。所得制限により、現在、特例給付を受給している人は対象になりません。所得制限限度額についてはホームページでご確認ください。  
※該当する年齢の児童があり、申請が必要と思われる人には、12月下旬に申請書を送付予定です。(申請後審査があります。所得制限や養育要件により支給できない場合があります)

給付額 = 対象児童1人につき5万円

申請・問合せ = 子育て支援課 児童福祉係(120番窓口・内線522)

## 令和4年度分就学援助から申請時期が変わります

就学援助制度とは、市立小・中学校に在籍している児童・生徒のいる家庭で、経済的理由により就学に困っている家庭に対し、学習に必要な費用の一部(学用品費など)を援助する制度です。

令和4年度分就学援助から、申請時期を下記のとおり前倒しします。

【これまで】新学年開始後(4～6月)に申請



【令和4年度～】前年度(12～1月)に申請

12月中に、児童・生徒の在籍校から令和4年度分の申請案内があります。援助費受給を希望される人はお手続きください。

令和4年度就学援助費受給の可否は令和2年中の世帯所得をもとに決定します。認定基準は、世帯の人数、年齢構成、家屋区分(持家・借家)、各種控除額等によって細かく異なります。援助費受給を希望される人は、まずはお手続きください。

問合せ = 学校教育課(内線724・727)

## マイナンバーカードによるコンビニ交付の証明発行・戸籍利用登録申請の停止について

戸籍システム更新のため、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

日時 = 12月17日(金) 終日

停止するもの =

- ・コンビニでマイナンバーカードを使って発行する証明書
- ※住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部・個人事項証明書(謄・抄本)、戸籍の附票、課税(非課税)証明書、所得証明書。
- ・住所が大和郡山市以外で、本籍が大和郡山市の人の、コンビニ交付に伴う戸籍利用登録申請

問合せ = 市民課(内線311～314)、税務課庶務係(内線272)

## 市役所で献血を行います

尊い命を救うため400ml献血にご協力を。

日時 = 12月22日(水) 10時～12時・13時～16時

場所 = 中央公民館駐車場

※骨髓バンクドナー登録会も開催。

問合せ = 奈良県赤十字血液センター(☎56-6100)

(秘書人事課)